

経験者に聞く 弁護士任官 —Season3—

第3回 任官して5年半を振り返って

名古屋地方裁判所 判事 河野 申二郎 (63期)

1 経歴等

私は、2010年に弁護士登録して東京弁護士会に所属し(63期)、約5年半、都内の法律事務所に勤務した後、3年9か月、東京法務局の訟務部付として国の指定代理人(任期付公務員)を務め、2020年4月に弁護士任官しました。

任官後は、大阪高裁に2年、大阪地裁(通常部)に1年勤務した後、2023年4月1日より現在の名古屋地方裁判所の民事第7部(建築準集中部)に配属され、現在、任官して約5年半という経歴になります。

2 弁護士任官に至る経緯

東京法務局の訟務部付としての任期は5年が上限であるところ、その後の身の振り方について考えていた頃に、本人訴訟で訴額が10万円程度ではあるものの、行政庁の特定の制度設計の本質的な問題が問われる事件を担当することになりました。行政庁の担当者や訟務部内部での数次にわたる長時間の議論を重ね、あるべき訴訟活動を行い、適切と思われる判断を得られたときに、訴額に関わりなく純粋な事件の難易度に応じた仕事に携われるという「贅沢」な職場環境は自分の性分に合っていると感じました。このような経験や、修習当時から任官に関心を持っていたことなどから、弁護士任官を希望しました。

裁判官として、訴額が小さい事件であっても事実認定や法的に難しい問題を孕んでいる事件についてとことん向き合うことができたときや、判断が難しいと考えていた事件が代理人の弁護士との議論、尋問などを通じて霧が晴れるように鮮明になったときが、任官して良かったと思える瞬間の一つです。

3 裁判官として習得すべき技法と5年半の振り返り

法令の解釈適用及び事実認定の技法は法曹三者にとって共通言語ですので、代理人時代に培った法律家としての素養は裁判官の業務に役立っています(勤務先の弁護士事務所の先輩方や訟務時代の上長である法曹資格者のご指導は血肉になっています。改めて御礼申し上げます)。

他方で、任官者としては、裁判官としてのお作法を身に着ける必要があります。キャリア裁判官の成長支援の特徴としては、特例判事補となる6年目までの間に、部総括裁判官等から、期日前の合議や判決合議等を通じて薫陶を受けるという点が挙げられます。弁護士任官者としては、弁護士として多様かつ専門的な知見、経験を審理に生かしていくことに加えて、裁判官として習得が期待される技法の獲得という視点も無視できません。このような技法の習得方法について論じることは私の能力を超えていますので、任官しての約5年半を自身の反省も踏まえて振り返ることで、研鑽のあり方を考えてみたいと思います。

(1) 高裁での2年

高裁では、全件が合議事件とされていますので、経験豊富な部総括裁判官等から指導を受けることができます。また、大阪高裁の2年間で主任裁判官として180件、相陪席が主任の事件も含めると300件を超える事件数を担当することとなり、民事訴訟における一通りの事件類型に対する理解を深めることが可能となりました。そして、当然のことながら、高裁では地裁判決を前提として審理を行うため、地裁判決及び高裁での合議を踏まえてあるべき判決のイ

メージの習得のほか、地裁の審理で獲得すべき証拠方法等について学ぶことになります。

なお、弁護士任官者が判決起案に苦労するという話を聞くことがあります。私自身も真摯に受け止めるべき視点ですが、キャリア裁判官の当初の5年と比較しても、高裁の執務を通じて弁護士任官者にはあるべき判決のイメージを学ぶ貴重な機会は与えられていると思います。むしろ、自身の経験を振り返りますと、地裁に異動した後に担当した単独事件の争点及び証拠の整理手続において、高裁での学びをどのように生かしていくのが苦労した点といえます。

(2) 地裁での3年半

同じ民事訴訟であっても、一通り出来上がった記録に向き合うことが多い高裁と、一から記録を作り上げていく地裁とでは仕事の内容が大きく異なります。高裁での執務を通じてあるべき判決のイメージを持つことができれば、地裁においても、判断を行う上で訴訟資料が十分か否かを常に考えることでその審理に生かすことが可能です。他方、高裁での審理は地裁での審理が十分にされている場合には、成果物（控訴審判決）の作成にエネルギーを注力することとなり、適切な釈明を前提とする証拠資料等の獲得への関心が弱くなるおそれがあります。地裁の単独事件では、高裁での執務を生かし、適切な釈明等を通じて判断に必要な訴訟資料の獲得等を経験することで、争点整理の技法を習得できるかが重要と考えます。

そのほか、地裁では、右陪席裁判官の成長支援を目的に、右陪席主任の合議事件を設けたり、単独事件であっても、経験豊富な部総括裁判官等との疑似合議をしたりして、知の伝承が推奨されてお

り、現にこのような指導、助言をいただいています。また、ウェブ会議による効用として、部によっては、それまで弁論準備室で行われていた期日が裁判官室のパソコンを使用して開かれることによって他の裁判官の訴訟指揮を見聞することができ、訴訟指揮についての習得の機会になっています。さらに、自身の判決の上訴審での戻り記録を検討することなどが自身の判断についてフィードバックの機会になっています。

4 最後に

令和4年5月18日成立の民事訴訟法等の改正により、オンライン提出、訴訟記録の電子化等が定められ、令和8年5月までの施行後、弁護士は電子申立てが義務付けられる（ファックス等の提出が認められない）など、民事訴訟の審理は大きな変革期を迎えています。

他方で、近年、SNSの急速な拡大により偽情報が氾濫するなどしており、当事者において信じたいものを信じるといった傾向が強まっており、過去の出来事について良心に従って適切に認定、判断することが、これまで以上に、裁判所の役割として求められていると感じています。審理の大きな変革期の中にあっても、裁判官として変わることなく求められる職責を果たすよう努めたいと思います。

弁護士任官者として仕事を全うできるか心配な面もありましたが、何とか組織の一員として仕事を続けられています。キャリアを振り返っての研鑽のあり方などについて思うところを述べさせていただきましたが、弁護士任官に関心のある会員の皆様にとって少しでも参考になれば幸いです。